

商工関係資料（経営改善普及事業について）

1 経営指導員等の平均年齢

商工会議所	商 工 会	商工会連合会	県 平 均
40.7歳	44.7歳	44.3歳	43.2歳

- (注) 1 各団体の平均年齢は、「経営指導員」、「専門経営指導員」、「経営指導員研修生」、「補助員」、「記帳専任職員」及び「商工会指導員」の平均年齢である。(事務局長を除く)
 2 県平均は、加重平均により算出する。

2 経営指導員等の人件費補助の判定根拠又は考え方

(1) 補助対象職員の設置定数

補助対象職員の設置定数については、中小企業庁が各都道府県に示した次の基準により算出する。

職 種	設 置 基 準	
経 営 指 導 員	小規模事業者数	経営指導員の設置定数
	300人以下	1
	301～1,000人	2
	1,001～30,000人	2+ [(小規模事業者数-1,000) ÷ 1,000]
	30,001～40,000人	31+ [(小規模事業者数-30,000) ÷ 1,050]
	40,001～60,000人	41+ [(小規模事業者数-40,000) ÷ 1,150]
	端数切上げ。小規模事業者数は事業所統計（平成13年度）による。	
補 助 員	経営指導員の設置実数	補助員の設置定数
	0～2人	1
	3～8人	2
	9～14人	3
記 帳 専 任 職 員	経営指導員数の範囲内	
商 工 会 指 導 員	商工会数	商工会指導員の設置定数
	66～80か所	10
	81～100か所	11

(2) 補助対象職員の補助年額

補助対象職員の1人当たり補助年額については、次の額を上限として、県の給与規定に準じ補助している。

区 分		補 助 年 額		参 考	
		広島市内	広島市外	県の号級相当	俸 給
商工会等	経営指導員	6,418,418円	6,263,499円	4-9	288,900円
	補助員	3,786,447円	3,693,535円	1-10	175,600円
	記帳専任職員	3,051,000円	2,972,175円	1-5	149,200円
商工会連合会	商工会指導員	6,504,785円		4-11	304,700円
	経営指導員	6,418,418円	6,263,499円	4-9	288,900円
	専門経営指導員	6,296,918円	6,141,162円	4-9	288,900円
	補助員	4,054,346円	3,950,145円	2-6	197,000円
	経営指導員研修生	3,852,144円		2-5	191,600円

3 経営指導員等の仕事内容

職 種	業 務 内 容
経 営 指 導 員	小規模事業者を対象に一般的な経営改善普及事業を行う。 (巡回指導, 窓口指導, 集団指導, 講習会・講演会, その他補助事業)
商 工 会 指 導 員	商工会の組織, 財政, 経理等及び事業運営に関する指導を行う。 (商工会役職員研修, 講習会等)
専 門 経 営 指 導 員	小規模事業者を対象に専門的経営分野(特許, 公害, 労務管理, 店舗設計, 業種特有の問題等)及び広域問題に対する指導を行う。 〔広島商工会議所…専門指導センター 〔県連…広域指導センター〕〕
経営指導員研修生	2年間の研修後, 経営指導員になる。 〔研修内容…中小企業総合事業団研修(基礎Ⅰ・Ⅱ, 専門), 現場実習〕
補 助 員	経営指導員, 記帳専任職員等が不在等の場合, 業務の補助を行うとともに商工会等の経理事務に従事する。
記 帳 専 任 職 員	小規模事業者を対象に帳簿の記載, 試算表, 決算書, 税務申告書の作成等の記帳指導及び財務分析に基づく経営指導等を行う。 〔責任数…指導企業数 44 企業以上(3 回以上指導)かつ指導延回数 153 回以上〕
事 務 局 長	経営指導員が経営改善普及事業に専念できるよう指導環境の整備を行うとともに主に地域振興事業に従事する。 (関係行政機関との対外折衝, 役員等との連絡調整, 地域振興を目的とした補助事業)

4 商工会合併が進まない原因

(1) 法的要因

- 現行商工会法では, 商工会同士の合併は, 隣接商工会同士しか合併できない。
- 現行商工会法では, 市町村が合併しても, 商工会はそのまま存続できる。
- 現行商工会議所法では, 合併に関する規定がない。
- 商工会と商工会議所との合併は, 法的整備がなされていない。

(2) その他の要因

- 小規模町村の商工会は, 町村の商工振興業務をかなりの面で任されており, 合併については, 市町村合併を見てからの意向が強い。
- 商工会の合併が進めば, 補助対象職員の設置基準により, 経営指導員等の数が大幅に減少するため, 従来どおりの地域に密着したきめ細かなサービス(記帳指導, 税務相談等)が提供できないとの意向が強い。

★ (1) 及び (2) の要因が相俟って, 商工会の合併機運が醸成されにくい。

(参考)

商工会法

第7条 商工会の地区は, 一の町村の区域とする。ただし, 商工業の状況により必要があるときは, 一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は, 他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において, その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし, その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあっては, 当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし, 又はその商工会が解散するまでの間は, 前条第1項の規定にかかわらず, その商工会の地区は, 廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあっては, 当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。